

## 平成 27 年第 3 回佐伯市議会定例会 予算外議案の概要

### 議 案

#### 議案第 70 号

##### 権利の放棄について

地方自治法第96条第1項第10号の規定により、権利の放棄について、議会の議決を求めるものである。

平成20年7月19日、佐伯市宇目大字小野市の国道326号で㈱エスワイプロモーションのトレーラーが対向車（宮脇尚幸運転）と接触した後、道路横の電柱をなぎ倒し、その電柱に敷設していた本市所有のケーブルテレビの光ファイバーケーブル等を損壊させ、本市に損害を与えた事故について、議会の議決を得て、平成26年7月23日、訴訟事件の相手方の㈱エスワイプロモーション及びトレーラー運転手と、遅延損害金の一部を減額して、和解を行った。

当該事故に係る共同不法行為者である宮脇尚幸が死亡し、その相続について限定承認があったことから、当該減額した遅延損害金の請求について、その相続財産から、それぞれの債権額の割合に応じて債権者が弁済を受けた場合には、本市に対する相続財産の配当額（116,467円）が当該減額した遅延損害金の額（298,521円）に満たないため、その回収が見込めない債権（182,054円）について放棄しようとするものである。

〔権利の相手方（債務者）〕

被相続人宮脇尚幸の相続人

佐伯市宇目大字小野市 5546 番地 3 宮脇 スエ子（相続財産管理人）ほか 3 人

#### 議案第 71 号

##### 佐伯市手数料条例の一部改正について

建築基準法の一部改正に伴い、従来、特定行政庁が承認していた検査済証交付前の建築物等の仮使用について、国土交通大臣が定める一定の安全上等の基準に適合するものについては、建築主事又は指定確認検査機関が認めた場合でも使用できることとなったことから、建築主事に対する検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用の認定申請に係る手数料の額を新たに定めようとするものである。

#### 議案第 72 号

##### 新たに生じた土地の確認及び町の区域の変更について（鶴谷町 2 丁目）

佐伯重工業株式会社が行った公有水面埋立工事のしゅん功に伴い、新たに生じた土地を確認するとともに、町の区域に編入しようとするものである。

新たに生じた土地：鶴谷町 2 丁目 12409 の 43、12408 の 6、12447 の各地先の公有水面埋立地

編入する町：鶴谷町2丁目  
 当該土地の用途：輸送用機械器具製造業用地  
 当該土地の面積：7,995.11 m<sup>2</sup>

### 議案第 73 号

#### 佐伯市税条例の一部改正について

地方税法の一部改正に伴い、紙巻たばこ 3 級品（旧 3 級品）の製造たばこに係る市たばこ税の特例税率について、平成28年 4 月 1 日から平成31年 4 月 1 日までの間に段階的に税率を引き上げることによって廃止するための規定を整備するほか、所要の規定の整備を行おうとするものである。

旧 3 級品の製造たばこの税率（円／1,000 本当たり）

実施時期	地方のたばこ税			国のたばこ税
	県たばこ税	市たばこ税	市たばこ税	
現 行	2,906 円	411 円	2,495 円	2,906 円
平成 28 年 4 月 1 日	3,406 円	481 円	2,925 円	3,406 円
平成 29 年 4 月 1 日	3,906 円	551 円	3,355 円	3,906 円
平成 30 年 4 月 1 日	4,656 円	656 円	4,000 円	4,656 円
平成 31 年 4 月 1 日	6,122 円	860 円	5,262 円	6,122 円

【参考】一般品の税率	6,122 円	860 円	5,262 円	6,122 円
------------	---------	-------	---------	---------

（注）旧 3 級品とは、わかば、エコー、しんせい、ゴールデンバット、ウルマ及びパイオレットの 6 銘柄の紙巻たばこをいう。

### 議案第 74 号

#### 佐伯市税特別措置条例の一部改正について

「離島振興法第 20 条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令」及び「過疎地域自立促進特別措置法第 31 条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令」の一部改正に伴い、離島振興対策実施地域及び過疎地域における固定資産税の課税免除に係る適用期間を 2 年間延長しようとするものである。

### 議案第 75 号

#### 佐伯市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正について

平成 25 年 12 月定例会において議決を得て公布した「佐伯市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成 25 年佐伯市条例第 45 号）」について、地方税法の一部改正に伴う規定の整備を行おうとするものである。

条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例の規定について、条文中「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分についての施行期日を平成 28 年 1 月 1 日とするものである。

## **報告事項**

### **第 12 号報告**

#### **佐伯市土地開発公社の経営状況について**

地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、佐伯市土地開発公社の経営状況について説明する書類を提出するものである。